（前のページより続き）

〔官庁報告〕

国家試験

二千二十一年度皇宮護衛官採用試験（高卒程度試験）公告（人事院）
二千二十一年度刑務官採用試験公告（同）
二千二十一年度入国警備官採用試験公告（同）
二千二十一年度航空保安大学校学生採用試験公告（同）
二千二十一年度気象大学校学生採用試験公告（同）
二千二十一年度海上保安大学校学生採用試験公告（同）
二千二十一年度海上保安学校学生採用試験公告（同）

本号で公布された法令のあらまし

◇政治分野における男女共同参画の推進に関する法律の一部を改正する法律（法律第六七号）（内閣府本府）

1　政治分野における男女共同参画の推進についての基本原則の追加

政治分野における男女共同参画の推進についての基本原則（２において「基本原則」という。）に、政治分野における男女共同参画の推進は、政党その他の政治団体が自主的に取り組むほか、衆議院、参議院及び地方公共団体の議会並びに内閣府、総務省その他の関係行政機関等が適切な役割分担の下でそれぞれ積極的に取り組むことにより、行われるものとする旨を追加することとした。（第二条第四項関係）

2　国及び地方公共団体の責務に係る規定の改正

国及び地方公共団体の責務に係る規定について、国及び地方公共団体は、基本原則にのっとり、政党その他の政治団体の政治活動の自由及び選挙の公正を確保しつつ、政治分野における男女共同参画の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施するよう「努めるものとする」旨を、当該施策を策定し、及びこれを実施する「責務を有する」旨に改めることとした。（第三条関係）

3　政党その他の政治団体の自主的な取組の促進

政党その他の政治団体が自主的に取り組むよう努める事項の例示として、次に掲げる事項を規定することとした。（第四条関係）

㈠　当該政党その他の政治団体に所属する公職の候補者の選定方法の改善

㈡　公職の候補者となるにふさわしい能力を有する人材の育成

㈢　当該政党その他の政治団体に所属する公選による公職等にある者及び公職の候補者についての性的な言動、妊娠又は出産に関する言動等に起因する問題の発生の防止及び適切な解決

4　法制上の措置等

国は、政治分野における男女共同参画の推進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講ずるものとすることとした。（新第五条関係）

5　国及び地方公共団体の施策の強化

㈠　実態の調査及び情報の収集等に係る規定の改正

国及び地方公共団体の実態の調査及び情報の収集等の対象として、政治分野における男女共同参画の推進に当たっての社会的障壁の状況を規定することとした。（新第六条関係）

㈡　啓発活動に係る規定の改正

国及び地方公共団体の政治分野における男女共同参画の推進についての啓発活動の実施について、努力義務を義務に引き上げることとした。（新第七条関係）

㈢　環境整備に係る規定の改正

国及び地方公共団体が行う政治分野における男女共同参画の推進に関する取組を積極的に進めることができる環境の整備の例示として、議会における欠席事由の拡大をはじめとする公選による公職等としての活動と妊娠、出産、育児、介護等の家庭生活との円滑かつ継続的な両立を支援するための体制の整備を規定し、かつ、当該環境の整備の実施について、努力義務を義務に引き上げることとした。（新第八条関係）

㈣　性的な言動等に起因する問題への対応

国及び地方公共団体は、政治分野における男女共同参画の推進に資するよう、公選による公職等にある者及び公職の候補者について、性的な言動、妊娠又は出産に関する言動等に起因する問題の発生の防止を図るとともに、当該問題の適切な解決を図るため、当該問題の発生の防止に資する研修の実施、当該問題に係る相談体制の整備その他の必要な施策を講ずるものとすることとした。（新第九条関係）

㈤　人材の育成等に係る規定の改正

国及び地方公共団体が行う人材の育成及び活用に資する施策の例示として、議会における審議を体験する機会の提供、公選による公職等としての活動に対する関心を深めこれに必要な知見を提供する講演会等の開催の推進を規定し、かつ、当該施策の実施の努力義務を義務に引き上げることとした。（新第一〇条関係）

㈥　その他の施策

国及び地方公共団体は、㈠の改正後の規定による実態の調査及び情報の収集等の結果を踏まえ、必要があると認めるときは、政治分野における男女共同参画の推進のために必要な施策を講ずるものとすることとした。（新第一一条関係）

6　この法律は、公布の日から施行することとした。

◇令和三年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法の一部を改正する法律（法律第六八号）（内閣官房）

1　覚醒剤取締法等の特例関係

令和三年に開催される東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会に参加する選手は、厚生労働大臣の許可を受けて、自己の疾病の治療の目的で、覚醒剤を携帯して輸入、輸出できることとする等、覚醒剤取締法第一三条、第一四条第一項及び第一九条並びに医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第五六条の二第一項の規定に対する特例規定を設けることとした。（第三一条の二関係）

2　施行期日

この法律は、公布の日から施行することとした。

◇銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律（法律第六九号）（警察庁）

1　クロスボウの所持の禁止に関する規定の整備

引いた弦を固定し、これを解放することによって矢を発射する機構を有する弓のうち、矢の運動エネルギーが人の生命に危険を及ぼし得るもの（以下「クロスボウ」という。）について、所持の禁止の対象とすることとした。（第三条関係）

2　クロスボウの所持許可制に関する規定の整備

㈠　所持許可に係る規定の整備

標的射撃等の用途に供するためクロスボウを所持しようとする者は、所持しようとするクロスボウごとに、その所持について、都道府県公安委員会の許可を受けなければならないこととした。（第四条関係）